

## 第6章

# 計画の推進に向けて

- 第1節 健全財政の確立、  
より良い行政サービスの提供
- 第2節 広域行政の推進
- 第3節 協働によるまちづくり

※三位一体の改革

国の関与を縮小し、地方の権限・責任を拡大して、地方分権を一層推進することを目指し、国庫補助負担金の廃止・縮減、税財源の移譲、地方交付税の見直しの3つを一体として行う改革。

※財政力指数

国地方公共団体の財政力を示す指標として用いられるものであり、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。

※地方債残高

地方公共団体が必要な財源を調達するために負う債務（地方債）の残高。

※経常収支比率

人件費、扶助費、公債費など経常的な経費の占める割合を算出し、比率が低いほど財政構造に弾力性があることを示す数値である。市にあっては75%、町村にあっては70%が妥当と考えられる。

※健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、算出された財政の健全化を表す数値。

※実質公債費比率

自治体の一般財源の規模に対する一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金等負債返済の割合を示す。

※将来負担比率

一般会計等の借入金（地方債）や公営企業、組合、設立法人等に対して将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す。

## 第1節 健全財政の確立、より良い行政サービスの提供

### 現況と課題

国の「三位一体の改革」などにより、本町の財政は厳しい状況におかれ、平成18年度から緊急財政再生プランにより、人件費など経常経費の削減、投資的経費の見直しなど財源の確保に努めました。その結果、一定の成果をあげることができましたが、昨今の世界的な経済不況のあおりを受けて、本町でも厳しい財政状況が続いており、さらに経営の健全化が課題となっています。

国は「地方分権改革」において、住民に身近な行政を地方自治体が自主的かつ総合的に広く担い、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組む理念のもと、「依存と分配」から「自立と創造」に転換していく考えで、町としてもこうした行政制度の変革に的確に対応していく必要があります。

今後、行政が公共サービスの担い手として、事務事業の「選択」と人的資源・財源などの行財政資源の「集中」を図り、資源を有効に無駄なく投入していく必要があります。このため、行政改革に継続して取り組み、人・もの・かね・情報という限られた経営資源を活用して、将来にわたって町民に行政サービスを継続して提供していくために、組織の仕組みや考え方を時代にあった最もふさわしいものへと転換させる必要があります。

#### 普通会計における指標

財政力指数※

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
0.462	0.495	0.514	0.530	0.517

地方債残高※

(単位:億円)

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
81.71	80.22	78.67	77.56	74.20

経常収支比率※

(単位:%)

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
96.0	96.4	94.5	96.2	95.9

#### 健全化判断比率※

実質公債費比率※

(単位:%)

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
21.4	22.2	20.0	19.1	18.7

将来負担比率※

(単位:%)

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
—	—	199.9	181.7	172.6

資料:企画財政課

## 施策の体系



## 主な施策

### 1 健全な財政基盤の確立

厳しい財政状況が今後も続くと見込まれるなか、財源の確保とともに歳入に見合った歳出構造を築くために、歳入面では収納体制の強化や新たな自主財源の確保に努めます。一方、歳出面では各種事務事業の必要性や効果、財源措置等の観点から適時見直しを行い、健全な財政基盤の確立に努めます。

また、財政の健全化に関する法律に定める健全化判断比率等の指標については、田布施町行政改革大綱等の諸計画のなかで、数値目標を掲げその改善に努めます。

※健全化判断比率  
P88 参照

### 2 効率的で効果的な行財政運営

自立性、柔軟性、機動性を備え、新たな行政課題にも迅速な対応や意思決定ができる組織・機構の整備に取り組みます。また、多様化、複雑化する住民ニーズに対応できるよう事務事業全般にわたる見直しを継続するとともに、計画的な人材育成を進めます。

### 3 分かりやすく利用しやすい行政サービスの実現

町民と行政情報の共有化を図り、分かりやすく透明性の高い行財政運営を推進することにより、町政に対する理解を深めるとともに、町民に最も身近な基礎自治体として、自らの創意と工夫により、住民ニーズを的確に反映した分かりやすく利用しやすい行政サービスの実現に努めます。

### 4 行財政改革の進め方

行財政改革の推進にあたっては、町議会、民間有識者等からなる行政改革推進委員会と連携を図りながら、広く町民の理解と協力を得て、全庁一体となって行財政改革の推進を図り、進捗状況を広報やホームページ等により広く町民に公開します。

## 第2節 広域行政の推進

### 現況と課題

平成の合併では、国の支援のもとに合併が推進され、県内でも56市町村から平成22年4月現在19市町になりました。本町は、当初1市4町で合併協議を進めていましたが、様々な経緯を経て、現在も単独での町政運営を行っています。市町村合併に対する国の方針が「合併の推進」から「合併の円滑化」に改められ、本町としては、近隣市町や国の地方分権改革等の動向を見極めながら、将来のあり方を検討する必要があります。

また、国が「身近な行政は地方自治体が自主的かつ総合的に担い、また、地域住民が判断と責任において諸課題に取り組む」ことを定義とした地方分権改革を進めています。この改革により、これまで以上に地方分権が促進されることが予測されることに伴い、効果的な事務事業を執行するため、広域的な視点に立った取り組みが必要になります。

#### 一部事務組合の状況

◎事務所所在地 ○構成市町

名称及び設置年月日	共同する事務	田 布 施	周 南	下 松	光	柳 井	平 生	上 関	その他
田布施・平生水道企業団 (昭和43年4月1日)	上水道事業	◎					○		
柳井地域広域水道企業団 (昭和57年12月6日)	水道用水供給事業	○				◎	○	○	周防大島 岩国
熊南総合事務組合 (旧熊南環境衛生組合) (昭和43年4月24日)	ごみ収集、不燃ごみの処理 斎場の管理運営及び 周辺環境の整備 離島航路運営	○					◎		
周東環境衛生組合 (平成9年4月1日)	可燃ごみの処理・し尿処理	○				◎	○	○	岩国
光地区消防組合 (昭和47年7月1日)	消防業務	○	○		◎				

注) 平成22年4月1日現在

資料: 企画財政課

### 施策の体系

- 広域行政の推進
- 1 広域行政・共同処理の推進
  - 2 広域合併への対応

### 主な施策

#### 1 広域行政・共同処理の推進

- (1) 現在、広域的に取り組まれている事務・事業については、長期的な展望に立って、安定な運営と一層の合理化が図れるよう、関係市町との連

携を密にします。

(2) 地方分権改革で権限委譲等が推進されようとしています。本町だけで実施することが困難な事務事業については、近隣市町などと共同処理を推進します。

(3) その他広域的処理が望ましく、かつ効果的なサービスが期待できる事務・事業については、広域での取り組みを関係市町と協議、検討していきます。

## 2 広域合併への対応

当面は単独での町行政運営を継続します。今後の国の地方分権改革や道州制等の論議や動向によっては、広域合併についての研究、協議をしていきます。

※道州制

複数の都道府県を統合した面積規模を持つ広域行政体をつくり、自立のための権限を与える制度。

## 第3節 協働によるまちづくり

### 現況と課題

本町では、身近な環境の保全・美化活動、見守りや支えあいといった福祉に関わることを自治会が中心として地域づくりを展開し、本町の個性を生み出すとともに、強みとなっています。しかし、自治会への加入率は低下するなど、コミュニティ意識が変化しているのも事実です。

このため、支援制度や支援方法などを検討することとあわせて、コミュニティ意識を高め、自治活動への参加を促すことが求められています。また、町民との協働によるまちづくりを推進していくためには、気軽に参画しやすい環境づくりが必要です。

本町の広報・広聴活動としては、広報を毎月2回発行、ホームページを開設しています。また、「町長への提言箱」の制度を設けていますが、多様化する町民のニーズや様々な地域課題を町政に反映していくには、いろいろな方法で町民の意見等を聴取する機会を拡充していく必要があります。

一方、本庁や図書館等に情報公開コーナーを設置し、公文書公開など情報の公開を進めています。

※コミュニティ  
P19 参照

## 第3編 基本計画

※コーナー  
P86 参照

自治会・班の状況

(単位:戸・班)

地区名	自治会数	班数	戸数	戸数/自治会	戸数/班
城南	11	65	798	72.5	12.3
西田布施	15	96	1,170	78.0	12.2
東田布施	22	125	1,477	67.1	11.8
麻郷	17	126	1,616	95.1	12.8
麻里府	7	30	318	45.4	10.6
計	72	442	5,379	74.7	12.2

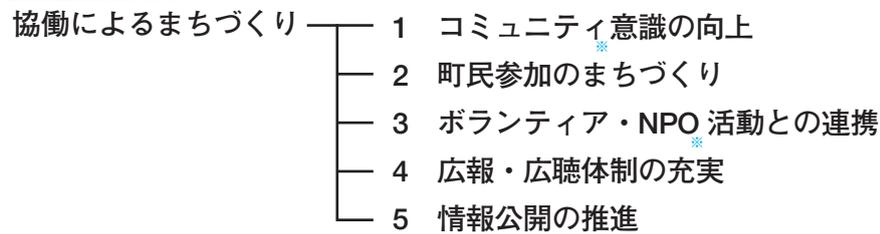
注) 平成22年4月現在

資料:総務課

※コミュニティ  
P19 参照

※NPO  
民間非営利団体。営  
利を目的とせず公益  
的な市民活動を行う  
民間団体。

## 施策の体系



## 主な施策

### 1 コミュニティ意識の向上

住民が地域を思う心を育み、住民自治や地域づくりの活動に積極的に参加できる体制づくりを推進するとともに、コミュニティ意識を高めるための情報提供や啓発活動を図ります。



出前講座

### 2 町民参加のまちづくり

様々な住民ニーズに迅速に的確に応えていくには、行政の力だけでは困難です。地域、住民、団体などみんながまちづくりを進めていく意識を持つことが大切です。このため、自治会活動や様々なコミュニティ活動を通じた町民参加のまちづくりを呼びかけます。

### 3 ボランティア・NPO 活動との連携

テーマに応じて活動する団体やグループの自主的な活動が展開されるよう、情報発信や場の提供などの支援を行うとともに、連携の強化を図ります。

### 4 広報・広聴体制の充実

- (1) 町民の参画と協働によるまちづくりを進めていくため、様々な広報媒体を活用していきます。
- (2) 町の政策に関わる計画、事業に対して、幅広く町民の意見・提案を聞かせていただくため、町政モニター制度やパブリックコメント等の制度を推進します。
- (3) 町民のニーズの把握と対話を進めていくため、各種懇談会等を開催します。

### 5 情報公開の推進

- (1) 町民が必要とする情報を迅速に提供できる文書管理の充実を図ります。
- (2) プライバシー保護に十分配慮した上で、行政情報公開制度の拡充を図ります。
- (3) 各種会議や会議録の公開を進めます。

※町政モニター  
民町の施策等に関して町民から意見や提言などを聴き、意見等を町政に反映させ住民参加の町づくりを促進する制度。

※パブリックコメント  
民公的な機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し、広く公衆に意見・情報・改善案などを求める手続き。公衆の意見。